

所定疾患施設療養費 算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

当施設では厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

- 対象となる入所者の状態は次の通りです。
○肺炎 ○尿路感染症 ○带状疱疹 ○蜂窩織炎
- 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。
- 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

診断名／年月	2023年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
肺炎	人数	1	2	1	0	1	3	0	0	1	3	0	1
	治療日数	2	13	8	0	5	13	0	0	7	25	0	9
尿路感染	人数	1	2	0	1	1	0	0	1	1	3	0	1
	治療日数	7	7	0	5	7	0	0	1	5	24	0	10
带状疱疹	人数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	治療日数	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	6	0
蜂窩織炎	人数	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	11	9	0	5	0	0	0	0	0	0	0